

柔道整復療養費における明細書発行義務と 償還払いへの変更に関する患者意識

小野寺恒己
東町整骨院

Obligation to Issue Statement and Change to Reimbursement in Judo Therapy Reimbursement Patient Attitudes Regarding

Tsunemi Onodera
Higashimachi Judo-Therapy Clinic

Abstract

A questionnaire survey was conducted on 178 outpatients at 10 judo treatment clinics regarding the obligation to issue statements and change the payment of judo treatment fees. It turned out that most of the respondents did not need a detailed statement and wanted medical expense benefits by delegation as they do now.

Keywords : medical expenses (柔道整復施術療養費) , statements (明細書) , redemption payment (償還払い)

【背景】

国民医療費が毎年増加し続ける中、医療費の適正化が保険者を中心に叫ばれている。我が国はいわゆる「2025年問題」を抱え、「社会保障と税の一体改革」の一環として令和元年に消費税を8%から10%に引き上げ社会保障財源に充てるとされた。

厚生労働省の報道関係者あて Press Release によると「療養の給付」すなわち保険医療機関の診療報酬の返還金（指導または適時調査および監査による返還）は、平成23年度から令和元年度までの期間全て70億円を超えており、新聞報道では、氷山の一角と言われている^{1,2)}。国民医療費の増加とともに、行政と保険者は「医療費の適正化」の名の下に、不正請求及び不当請求の撲滅の対応を行ってきた。

柔道整復施術療養費に関して健康保険組合連合会（以下「健保連」）が「健康保険組合における柔道整復師の施術に係る療養費適正化対策の実際

（1998年3月）」を出版し、不正請求や不当請求の事例を掲載している。

国民医療費が増加する一方で、柔道整復療養費は平成24年度以降減少に転じており、平成28年度以降の対前年度比率は3~5%程度減となっている³⁾。

福岡地方裁判所において、柔道整復師の養成を不当に制限した行政の判断が誤っていたとされた⁴⁾後に、養成施設の増加に伴い、柔道整復師数と施術所数が増加した一方で、その療養費が減少し続けていることは、個々の施術所の療養費収入が3~5%程度以上減少していることを表している。

健保連は、受領委任制度が不正の温床であり、患者が自分の請求内容を知らないことが問題だとして、患者が申請書の内容を事前に確認できる仕組みとしての「明細書の義務化」を推し進めてきた⁵⁾。

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（以下「専門委員会」）において審

議された結果、柔道整復施術療養費の受領委任払いにおける支給に際し、令和 4 年 10 月から一定要件（明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、かつ、常勤職員[柔道整復師に限らず、事務職員等も含む]が 3 人以上勤務している施術所）を満たす施術所に明細書の交付を義務づけ、また、義務化対象の施術所以外で明細書を無料交付する施術所については届け出義務を課した⁶⁾。しかし、保険者側委員は全ての施術所への無料交付を主張しており、第 19 回専門委員会において、患者を代表する立場で日本労働組合総連合会（以下「連合」）の参考人が医科の診療報酬での明細書の必要性についてのアンケート調査結果（連合患者調査）を示し、明細書の必要性について意見を述べた⁷⁾。その一方で、施術者を代表する立場の委員は客観的データを示すことなく、明細書の交付が実施されるに至った。

受領委任払いから償還払への変更は、保険者を代表する立場の健保連の委員が第 17 回専門委員会において、「健保組合が償還払いに切り替えて行くことをこの場で通告させていただきます」と償還払への変更手続きを進める「通告」を行なったが、その後の専門委員会において一定要件（①自己施術、②自家施術、③保険者等が、患者に対する照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者、④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者）による「患者ごと」の償還払いへの変更手続き⁸⁾が示されてから、健保連傘下の「組合ごと」の変更手続きは見送られている。

第 22 回専門委員会資料には「令和 6 年度の療養費の改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得る。併せて、その検討状況等を踏まえ、令和 6 年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取り扱い（保険者単位

の償還払いへの変更）についても検討し結論を得る。」と明記され、昭和 11 年（1936 年）から継続している受領委任払い制度が大きく変更される可能性が出てきた。

【目的】

本研究は、領収書に加え明細書の交付の必要性和受領委任から償還払に変更することについて、柔道整復施術所（整骨院・接骨院）において受領委任払いを利用している患者の意識を質問紙調査により明らかにすることを目的とした。

【方法】

患者意識調査の質問内容は、明細書無償交付に関する質問と受領委任払いから償還払への変更に関する質問とした。調査場所は、10 カ所の柔道整復施術所（北海道 9 カ所、神奈川県 1 カ所）に通院中の患者 178 名を対象として無記名質問紙調査を行った。対象者には本研究の趣旨・公開情報内容等を書面手交と説明により同意を得た（図 2）。調査期間は療養費の明細書義務化実施前の令和 4 年 7 月 1 日から 7 月 30 日までであった。

対象者の属性等は、性別では男性が 68 名（38.8%）、女性が 109 名（61.1%）、無回答が 1 名（0.1%）、年齢では 13 歳から 88 歳（平均 55.4 歳）、年代では、20 歳未満が 4 名、20 歳代が 12 名、30 歳代が 17 名、40 歳代が 33 名、50 歳代が 35 名、60 歳代が 27 名、前期高齢者が 23 名、後期

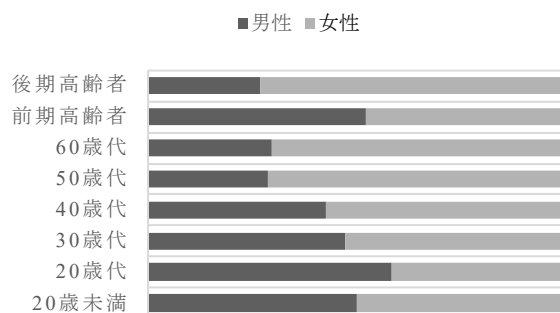


図 1 年代別の男女の比率

高齢者が26名、無回答が1名であった。各年代における男女の比率は、図1の通りであった。

あらかじめ、厚生労働省が例示した「領収書兼明細書の標準様式(案)」及び受領委任払いについての説明書(図2)を提示した上で回答を求めた。なお、未成年者1名については、質問紙及び

アンケートのご協力をお願いします。

整骨院・接骨院での健康保険給付に関する調査研究

このアンケート調査は、整骨院・接骨院を利用される患者さんの、健康保険の利用についての意識を調査するものです。

性別、年齢だけで分類し、個人を特定することなく集計し、学会大会及び学会誌に発表しますので、思ったことをお答えください。

研究責任者 小野寺恒己(東町整骨院)

以下は、厚生労働省が示した領収書と明細書の「ひな型」です。こちらをご覧ください。質問1から質問3にお答えください。

領収証兼明細書の標準様式(案)

領収証兼明細書		様
保険分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<その他>	円
計	円	
① 一部負担金	円	
② 保険外	円	
合計金額(①+②)	円	

(負担方所)
— 左頁

令和 年 月 日

住所
氏名

注釈：整骨院・接骨院で現在行われている「療養費の受領委任払い」は、昭和11年(1936年、今から86年前)に運用が始まった方法です。それまでは患者が治療費全額を支払った後、自身で保険請求する方法(償還払い)でした。

図2 質問紙調査前に提示した説明書

説明書を保護者にも提示し同意を得た上で回答を得た。

明細書についての質問は、「整骨院・接骨院での健康保険による治療で、領収書の他に、今後、明細書が必要だと思いますか?1つお答えください。」。選択肢は「必要。どちらかといえば必要。どちらかといえば必要でない。必要でない。」とした。関連質問では、「質問1で必要と答えた方のみ、その理由を「当てはまるものすべて」お答えください。」とし、選択肢を「受けた施術の内容を知ることができるのは当然の権利だから。施術費用の明細を知るための情報源となるから。セカンドオピニオンを受ける際の説明材料として便利だから。施術時に柔道整復師などと話す際の資料になるから。傷害保険等の簡易請求などの際に便利だから。」とした。さらに「必要でない」と答えた方のみ、その理由を1つお答えください。」の質問で、選択肢を「もらってもよくわからないから。処分に困るから。これまでもらってないから。」とした。

受領委任払いから償還払いへの変更についての質問は、「整骨院・接骨院での保険治療は現在、窓口で一部負担金を支払い整骨院が保険請求する方法(受領委任払い)です。今後、窓口で全額支払い、患者さん自身が保険請求し治療費を受け取る方法(償還払い)が検討されようとしています。保険治療での請求方法について、1つお答えください。」とし、選択肢を「今まで通り一部負担金を払う方法(受領委任払い)がよい。患者自身が保険の請求をする方法(償還払い)に変更されても良い。上記1,2のどちらの方法でも良い。」とした。関連質問は、「今まで通り一部負担金を払う方法がよい」と答えた方のみ、その理由を「当てはまるものすべて」お答えください。」とし、選択肢を「今までの方法が便利だから(利便性)。一時的であっても、治療費全額の経済的負担が大きいから(経済的負担)。健康保険の請求方法がわからないから(請求方法)。保険料を納めてい

る者の権利だから（保険料納入者の権利）。昔から続いている国民の権利だと思うから（国民の権利）。その他。」とした。

【結果】

(1) 患者意識調査（明細書交付）

明細書交付についての回答では、「必要」が14名（7.9%）、「どちらかといえば必要」が22名（12.4%）、「どちらかといえば不要」が46名（25.8%）、「不要」が96名（53.9%）と、必要性の有無は2対8の割合で明細書が不要だという認識であった（図3）。

「必要」とした20件の理由（複数回答）は、「当然の権利」が10件（50.0%）、「施術費用の明細を知るための情報源」が6件（30.0%）、「傷害保険等の簡易請求などの際に便利」が3件（15.0%）、「セカンドオピニオン」が1件（5.0%）であった。「必要でない」とした82件の理由（複数回答）は、「よくわからない」が40件（48.8%）、「これまでもらっていない」が38件（46.3%）、「処分に困る」が18件（22.0%）であった。

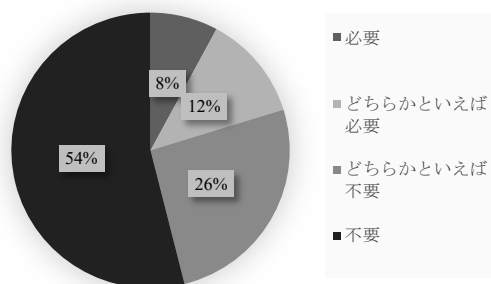


図3 明細書交付の必要性

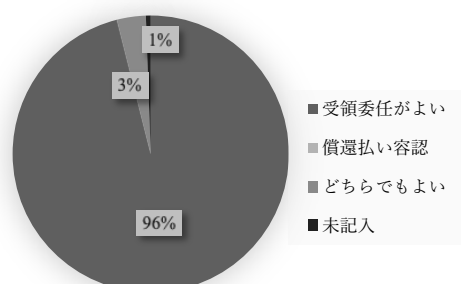


図4 償還払いへの変更の意識

(2) 患者意識調査（償還払いへの変更）

受領委任払いから償還払いへの変更についての回答では、「受領委任払いがよい」が171名（96%）、「どちらでもよい」が6名（3.4%）、未記入が1名（0.6%）であり、償還払いを容認した者は皆無であった（図4）。

「現行の受領委任払いがよい」と回答した171件の理由（複数回答）は、「利便性」が146件（85.4%）、「経済的負担」が88件（51.5%）、「請求方法」が73件（42.7%）、「保険料納入者の権利」が33件（19.3%）、「国民の権利」が21件（12.3%）、「その他」が1件（0.6%）であった。

【考察】

（明細書の交付義務について）

受領委任払いによる受任をしようとする柔道整復師（施術管理者）は、都道府県知事等との契約（または協定）の要件として受領委任の取扱規定（または協定）に定める事項を遵守することを「確約」しなければならない。

国内で医師の診療を受けた際の療養費申請要件は、診療明細書や領収書が必要とされている⁹⁾、しかし、柔道整復施術療養費の場合は、診療報酬ではないので、柔道整復施術明細書及び施術費の明細書が必要である。一般的に医療及び医療費にかかる診断書や証明書は有償が一般的であるが、受領委任払いで確約した施術管理者は、指定された様式第5号において「施術の内容欄」に施術明細と施術費明細を記載し無償で交付しなければならない。形式的には患者に交付し、保険者等への送付及び給付金の受領の事務負担を行っている。

患者が施術・請求内容を確認する取り組みにおいて、明細書の交付は、第8回柔道整復療養費検討専門委員会以降、保険者側の考えとして「不正請求は患者が請求内容を確認できないところに起因している」との理由から明細書の交付義務を頻繁に主張していた¹⁰⁾。厚生労働省案にあった、患者が請求内容を確認する手段としての申請書の写

しを交付する案は施術者側が拒否し¹¹⁾、それ以後検討されていない。

本件アンケート結果は、連合患者調査⁷⁾に比べると正反対の結果であり、約8割の患者が明細書の交付を希望していなかった。医師等による診療報酬の明細書の連合調査結果と異なることが明らかになった。これは、薬害を含む医師による医療に比べ柔道整復師による医療行為は侵襲性が無く、徒手整復と危険性の少ない物理療法を中心とした危険性や副作用が少ない医療であるからだと考えられる。

明細書無償発行義務が課せられた施術所は、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、かつ、常勤職員が3人以上勤務している施術所という一定要件の条件付けがなされたことは施術者側の事務負担の軽減を考慮しつつ、僅かではあるが少数意見の患者側のニーズに即した結果であったと考えられる。

（償還払いへの変更について）

償還払いは、柔道整復師の事務手数料のうち、総括票の添付と送付事務及び給付確認が減少するものの、患者らにとっては慣れない申請と送付の事務手数料が増えるだけではなく、一時的にしても膨大な医療費の出費、すなわち経済的負担を負わなければならない。さらに、受領委任契約（または協定）の拘束が適用されないことから、償還払いでの申請となる施術する柔道整復師は、免許を受けた者であればよく、その施術料の算定方式も患者との間での「契約の自由の原則」の対象となることから、施術の費用（算定項目や金額）は、柔道整復施術療養費の支給基準と一致しない場合があり、内容確認等の事務負担が保険者側にも及ぶ可能性がある。

国民皆保険制度のなかで医療保険の恩恵を受けべき国民（患者）が経済上及び事務手数上も負担を強いられる償還払への変更は、本件調査によ

って実際に受領委任を受けている患者が望んでいないことから、国民の利益にとってどのようにするべきかを慎重に検討しなければならない。

【まとめ】

柔道整復施術療養費の明細書交付義務と受領委任払いから償還払への変更について、受領委任制度を享受している患者の多くが、明細書は不要であり、償還払いに変更せず、現行制度の継続を望んでいた。

【利益相反】

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

【文献】

- 1) 朝日新聞記事、『医療費 2000 億円払いすぎ』診療報酬明細書 95 年度を再調査 不正や過剰請求、平成 9 年 8 月 31 日
- 2) 朝日新聞記事「医療費 不適切請求疑いの 8000 件厚労省半数の調査放置」平成 26 年 5 月 11 日
- 3) 第 21 回社会保障審議会（医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会）資料、柔-104.03.24,p7
- 4) 平成 10 年 8 月 27 日福岡地方裁判所判決、柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件、事件番号平成 9(行ウ)31
- 5) 健康保険組合連合会（2022）、健康保険 76(11), p6-p13
- 6) 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号）
- 7) 第 19 回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会議事録（令和 4 年 1 月 31 日）

- 8) 保発第 0322 第 4 号 令和 4 年 3 月 22 日厚生労働省保健局長通知「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
- 9) 北海道後期高齢者ホームページ（令和 5 年 5 月 6 日閲覧）https://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/00000149.html#a2_1
- 10) 第 16 回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会資料（令和 2 年 2 月 28 日）

- 11) 第 16 回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会議事録（令和 2 年 2 月 28 日）

本論文の一部は、第 23 回日本スポーツ整復療法学会大会（令和 4 年 11 月 6 日）及び第 31 回日本柔道整復接骨医学会（令和 4 年 12 月 3 日）において発表した。

（2023 年 10 月 12 日受理）